

再意見書

平成 22 年 2 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 21 年 12 月 15 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」(以下、「本変更案」という。)に対する再意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 接続料算定方法の抜本的な見直しと接続料水準の維持について

(意見提出者)KDDI 株式会社

1. 基本的考え方

…今回接続料申請が行われたサービスについても、すべての国民が公正な競争環境の下で次世代のサービスに円滑に移行できるよう、新旧全体のネットワークコストを踏まえて接続料の算定方法を決定すべきです。そのため、NTT が今後ネットワークをどうしていくつもりなのかを早期に明らかにし、その上で接続料水準を一旦凍結して接続料算定の在り方を含む接続ルール全体を総合的に見直す必要があると考えます。

なお、検討を進めていくまでの間も、接続料上昇により競争環境の後退ひいては国民的利便の低下が進んでいくことが懸念されることから、平成 22 年度接続料の在り方も含めて抜本的な見直しを行うことが適当であり、それまでの間は当面現行の接続料水準を政策的に維持することを強く要望いたします。

(意見提出者)イー・アクセス株式会社及びイー・モバイル株式会社

1. 接続料金(■ドライカップの接続料金について)

平成 18 年度以降、上昇傾向にあったドライカップにかかる接続料金は、平成 21 年 12 月 9 日に認可申請された平成 22 年度の接続料金案において、NTT 東西ともに¥1,400 を超える水準に達し、競争事業者が提供している直収電話サービスの基本料を上回っており利用者のメリットを損ないかねない状況になっております。…他方、NTT 東西殿によって、検討に資するだけのネットワークの将来計画が明らかにされるかどうか目途が立っていない今、電気通信市場の公正競争環境の維持及び利用者の利便性向上を図るために、抜本的な接続料算定の考え方に関する見直しの検討を早急に行うべきであり、見直しされるまでは、現行の接続料水準を政策的に維持・凍結することを強く要望いたします。

(意見提出者)北海道総合通信網株式会社

1. 接続料について

接続料については上昇傾向が続いており、今回申請された接続料においては調整額の加算もあり大幅な上昇となっています。

接続料の上昇が接続事業者のサービス維持に与える影響は大きく、今後も接続料の上昇傾向が続くようであれば、接続事業者が設定するユーザー料金の上昇やサービス廃止等、

ユーザーにとって不利益な自体が生じることが考えられます。・・・したがって、早急に接続料算定の在り方を議論して見直した上で申請を認可すべきと考えます。

KDDI株式会社(以下、「KDDI」という。)殿、イー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」という。)殿、イー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」という。)殿及び北海道総合通信網株式会社殿の意見に賛同します。

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)殿(合わせて以下「NTT 東西」という。)においてはネットワークに係る今後の将来展望を早期に公表し、併せて、すべての国民が公正な競争環境の下で次世代のサービスに円滑に移行できるような新旧全体のネットワークコストを踏まえた接続料の在り方や、NTT 東西殿にコスト削減のインセンティブを働かせるためのプライシングの施策の導入等を踏まえた抜本的な算定方法の見直しの議論を早期に開始すべきであり、その結論が出るまでは現行の接続料水準を政策的に維持・凍結すべきです。

2. リスク管理の再検証について

(意見提出者)イー・アクセス株式会社及びイー・モバイル株式会社

2. 貸倒率の算定について(■適切なリスク管理が行われた結果であるかの検証が必要)

本年度の認可申請案の貸倒率は、前年度より大幅に上昇していることから、NTT 東西殿は、管理部門が適切なリスク管理を行っていた結果であるかどうか、接続事業者に対して、その適切性について検証が可能となるよう十分に説明を行うべきと考えます。

(意見提出者)フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

3. 貸倒率の拡大について

・・・平成 19 年 5 月から接続約款に「債権保全」が追加されましたが、貸倒率が増加しています。平成 20 年度のパブコメでは、貸倒リスク管理の適正性についてNTT 東西殿は貸倒損失を「発生させないためのリスク管理を適切に行っております。」との回答がありましたが、この債権保全の運用について、真に「債権保全」を必要とする事業者からの預託金等がないこととなります。

貸倒損失の回避対応について、再度リスク管理が適切に行われているのか、検証すべきだと考えます。

イー・アクセス殿、イー・モバイル殿及びフュージョン・コミュニケーションズ株式会社(以下、「フュージョン」という。)殿に賛同します。

本変更案において貸倒率は前年度に比べ大幅に上昇しておりますが、依然として接続事業者がこの金額の妥当性について確認できない状況です。従って NTT 東西殿は接続事業者に対し、適切なリスク管理が行われた結果であるのかについて詳細な説明を実施し、その妥当性について再度検証すべきと考えます。

3. 算定根拠の詳細な情報の開示について

(意見提出者)イー・アクセス株式会社及びイー・モバイル株式会社

3. 工事費・手続費及びコロケーション料金等(■コロケーション費用の算定について)

平成 22 年度より、コロケーション費用におきましても調整額が算入されることとなっております(例えば、電気料金であれば、従来一律同じ単価であったものが、設備設置年度で単価が異なるケースが発生)、コロケーション費用は接続料金と異なり、接続約款化されておらずオープンな検証スキームが確保されていないため、算定根拠の開示がなく、その調整額及び貸倒率の妥当性を検証する手段がありません。

コロケーション費用も接続料金と同様に、適正性の検証は重要と考えますので、NTT 東西殿においては、接続事業者の要望に応じることを責務とし、調整額、貸倒率等の算定根拠となる内訳を開示するよう強く要望します。

(意見提出者)フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

1. 総論

本申請料金においても引き続き、レガシー系サービス接続料等については需要減少の影響を受け、全般的に値上げ傾向にあります。このような状況下、NTT 東西殿におきましては業務運営の効率化によるコスト削減実施を主張されておりますが、現行の接続会計規則ならびに接続料規則に基づく算定需要に応じた適正コストで稼働しているかを検証するため、固定費(需要の増減に対応しないコスト)と変動費(需要の増減に対応するコスト)等に分別したコスト開示を要望いたします。

イー・アクセス殿、イー・モバイル殿及びフュージョン殿の意見に賛同します。

上記意見にもあるように、接続事業者が負担することとなる接続料金の妥当性を検証するに当たっては NTT 東西殿の情報開示が不可欠ですが、検証を行うための情報が十分に開示されていないのが現状です。NTT 東西殿においてはこれらの接続事業者の要望を踏まえ、接続料金の妥当性や適正性が検証できるよう、より詳細な情報開示を実施すべきです。

4. 手続費における工数の検証見直しについて

(意見提出者)イー・アクセス株式会社及びイー・モバイル株式会社

3. 工事費・手続費及びコロケーション料金等(■自前工事調整等作業費の工数について)

平成 22 年度の接続料金において、作業単金は下がっているものの、POI調査費用、自前工事調整等作業費、立会い費(平日昼間)は貸倒率を含めた結果、軒並み値上がりとなっております。あくまでも作業単金の低廉化は労務費、退職給与費等の金額面の減少であり、業務効率化によるコスト削減効果とは言いがたく、NTT 東西殿において、常に業務効率化を推進しているのであれば、工数の削減も自発的に行うべきであると考えます。平成 18 年度以降、手続き全般の工数は変更がないため、システム更改等がなくても、業務効率化

の観点から、積極的に工数の見直しを図るべきと考えます。

イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見に賛同します。

作業の業務効率化や作業者が熟練していくことにより一般的に工数は低減していくものと考えられますが、今回の接続料金における工事費・手続費においてはその効果が反映されておりません。NTT 東西殿においては自主的に工数削減に取り組むとともに、これを接続料金に反映させるべきです。

5. スタックテストの検証方法について

(意見提出者)イー・アクセス株式会社及びイー・モバイル株式会社

5. 接続料金と利用者料金との関係について(■総務省殿が実施するスタックテスト)

接続料と利用者料金との関係に関する検証は、NTT 東西殿と接続事業者の間の公正な競争を確保するために、重要かつ有益なスキームであると考えていますので、今後も継続的な実施を要望します。

なお、このスキームの有効性をより高めるためには、“接続料金相当”に接続事業者がネットワーク構築を行うためにコストを加味したうえで、利用者料金との関係をチェックすることも必要と考えます。

具体的には、B フレッツ、フレッツ ADSL のように該当する接続料だけではサービスが構築できない区分に対して、“接続料金相当”に必要なコロケーション費用、バックボーン費用を考慮して検証頂けるよう要望します。

イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見にもあるとおり、ユーザへのサービス提供のためには接続料及び営業費以外にも接続事業者に不可避免的に発生する費用があり、総務省殿が実施するスタックテストにおいては、この不可避免的な費用を全て含めることが、接続料と利用者料金との適切な関係の把握のために必要であると考えます。

しかしながら、現行のスタックテストは、検証結果のみが公表され、接続料等にどのような費用を考慮し検証が行われているのかが明らかにされていないため、検証結果の妥当性を判断することができません。接続料が上昇傾向となっているなかで、接続料と利用者料金との関係を適切に把握することは公正競争の維持のためにも極めて重要であるため、スタックテストの検証可能性を確保するためにも費用の詳細及び検証プロセスを可能な限り明らかにすべきと考えます。

また、開示された情報を基に現行のスタックテストの実施内容の適正性についても議論し、必要に応じて「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」の改正を行うべきと考えます。

6. NTT 東日本殿のシステム更改について

(意見提出者)イー・アクセス株式会社及びイー・モバイル株式会社

4.NTT 東におけるDSL/DF開通申込受付システム更改について

平成 22 年度第一四半期に、NTT 東殿において大幅なシステム更改が実施される予定ですが、対象システムは、「DSL開通申込受付システム」、「光ファイバ開通申込受付システム」、「一般番号ポータビリティ申込受付システム」と多岐に渡っております。また、その開発にかかる費用は概算額約 29 億円となり、接続料の「回線管理運営費」、「ルーティング番号登録工事等受付手続費」へ算入されることになるため、該当接続料の上昇が懸念されます。したがって、接続事業者の予見性確保のためにも開発費用概算額 29 億円の算定根拠及び内訳を情報開示すべきと考えます。

なお、このシステム更改は運用フローの見直しも伴うため、接続事業者側にて連携している社内システムの大幅改修も同時に必要となることから、運用開始時期及びシステム改修費用等を含め、来年度の事業計画に多大な影響を与えます。・・・NTT 東殿が設定する運用開始と同時に新システムでのみ全ての新オーダを受付けるという一方的な説明を受けており、接続事業者側の対応は配慮していただけない状況となっております。・・・

イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見に賛同します。

上記開発費用について本変更案には含まれていないものの、将来的に接続料へ算入され接続事業者が負担することから、開発費用概算額 29 億円の妥当性について検証できるよう詳細な内訳を情報開示すべきと考えます。

また、このような大幅な改修を実施するにも係らず、その費用負担をすることとなる接続事業者に対して事前に改修内容の説明がないのは問題があります。システム改修するに当たっては事前に接続事業者と十分に調整し、接続事業者の要望も考慮すべきです。

併せて、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿が主張されているとおり接続事業者側でも連携するシステムの改修が必要になると考えられることから、新旧システムの併用期間を設ける等、リリースの時期についても接続事業者側の対応時期に配慮すべきです。

以上